

- ① 扶養親族がない = ①
- ② 配偶者を扶養している = ①+②
- ③ 16歳以上の親族を扶養 = ①+③
- ④ 16歳以下の親族を扶養 = ①+④
- ⑤ 障害者、扶養親族が障害者 = ①+⑤(+③,④)
- ⑥ 寡婦・特別の寡婦・寡夫 = ①+⑥(+③,④)
- ⑦ 勤労学生 = ①+⑦

印を忘れずに押してください。

全ての項目を埋めてください

記入例

給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

① 氏名 山田 はな子 生年月日 51年 5月 5日

あなたの個人番号 山田 はな子

あなたの住所 東京都 新宿区 西新宿 〇-〇-〇 △□マンション103有無



区分等	氏名	あなたとの続柄	所得金額	住所又は居所
② 配偶者(注1)	山田 太郎	配偶者	35万 円	同上
③ 扶養対象B 扶養親族(16歳以上)(平15.1.1以後生)	1 山田 よし子	母	0 円	中国北京市朝陽区〇〇-〇-〇
	2 山田 一郎	子	120万 円	北海道札幌市北区〇〇-〇 □マンション101
	3			
	4			
⑤ 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	太郎	身体障害者手帳 1級 H26年1月1日		
	一郎	療育手帳 B2 H28年1月1日		

70歳以上で同居している場合、○をつけてください

1年以上海外に住んでいる場合は、非居住者となります。記入の他に、★親族関係書類と★送金関係書類の添付が必要となります。

⑤・⑥・⑦に当てはまる人は必ず記入してください

★記入例  
 ⑤身体障害者手帳 2級 H27.10.05 交付  
 ⑥離別 120万円  
 ⑦〇〇大学 H28.4.1 入学 50万円

★所得見積額★  
 ・収入-65万円 = 所得見積額  
 ・年金-70万円(120万円) = 所得見積額

所得見積額が38万円(配偶者は85万円)を超える人は、控除対象に該当しません。

○対象者  
 給与  
 ・103万円以下  
 ・150万円以下(配偶者のみ)  
 年金  
 ・65歳未満:108万円  
 ・65歳以上:158万円

扶養から外れる際に、外れる日にちをご記入ください。

④ 扶養親族(注1)

氏名	個人番号	生年月日	住所又は居所	所得金額
1 山田 二郎	*****	子 15 1 1	同上	0 円
2	*****			
3	*****			

○「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされ、給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。